

名古屋市上下水道局告示第10号

指定公金事務取扱者への工業用水道料金並びに下水道水洗便所改造資金償還金及び浄化槽廃止工事資金償還金の収納事務の一部委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき工業用水道料金並びに下水道水洗便所改造資金償還金及び浄化槽廃止工事資金償還金の収納事務の一部を委託することとしたので、同条第2項に定めるところにより告示する。

令和7年5月13日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地
三菱UFJファクター株式会社
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入
 - (1) 名古屋市工業用水道給水条例（昭和35年名古屋市条例第21号）第17条に定める料金
 - (2) 下水道水洗便所改造資金償還金
 - (3) 浄化槽廃止工事資金償還金
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和7年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和7年4月1日

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(下水道水洗便所改造資金償還金及び浄化槽廃止工事資金償還金の徴収事務の一部委託の廃止)
- 2 下水道水洗便所改造資金償還金及び浄化槽廃止工事資金償還金の徴収事務の一部委託（令和3年名古屋市上下水道局告示第6号）は、廃止する。